

第423回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 2 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和元年5月28日
2. 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 11時15分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
7. 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3				12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14			
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	山崎宗一	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	西川利雄	農地利用最適化推進委員	忍田文男
農地利用最適化推進委員	小野澤実	農地利用最適化推進委員	鈴木家守

農地利用最適化推進委員	竹ノ谷 敏彦	農地利用最適化推進委員	戸口 勇太郎
農地利用最適化推進委員	細田 和美	農地利用最適化推進委員	荻原 政巳
農地利用最適化推進委員	永堀 知己	農地利用最適化推進委員	奥富 薫
農地利用最適化推進委員	渡邊 憲一	農地利用最適化推進委員	時田 重雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	木所 清司

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津 克巳	主査	榎本 亮太
副事務局長	石田 秀樹	主事	酒井 亮
主幹	山本 勇志	主事	山本 和慶
副主幹	廣川 慎司	主事補	飯島 佑加
主査	河野 敏浩		

10. 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	小野寺 雅樹		
主事	竹見 弘樹		

11. 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年5月28日第423回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12. 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 中野 一明

委員 吉崎 一行

委員 鈴木 一

13. 議決事項及び議事の要領

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、説明内容の変更について、事務局に説明を求めた。

事務局は「賃借権、使用貸借権の申出の、更新分については5月と9月の年2回行っている。昨年度までは、個別の説明をしていたが、個別の説明を行っていると、件数が多いためかなりの時間を要してしまう。そのため、今回からは個別の説明は省き、まとめて説明することとしてよろしいか。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、そのように説明を求めた。別添議案を上程し、次のように説明した。「本議案の整理番号31番、整理番号84番、85番についてはそれぞれ関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、それぞれの関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号31番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号31番は、5筆、2,461㎡で5年の使用貸借権設定の申出である。譲受人は、現在70歳で、農業従事日数は、250日、家族と共に約473アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地とあわせて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約450メートルである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号31番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定す

ることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号整理番号31番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、整理番号84番、85番の審議するため、関係委員の退席を求め、委員は退席した。

議長は、引き続き整理番号84番、85番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号84番と85番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号84番は、2筆、1,946㎡、整理番号85番は、1筆、973㎡、それぞれ約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間150日、家族とともに約124アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地とあわせて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約500mである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号84番、85番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号整理番号84番、85番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員のいる議案が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号1番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、総申出件数89件のうち87件は更新、残りの2件は新規となり、総筆数234筆、総面積203,562.55㎡で、すべて賃借権及び使用貸借権の設定である。賃借権及び使用貸借権の申出は、更新分については5月と9月の年2回、新規分については毎月の受付である。5月総会で審議す

る申出は、更新分および新規分で、6月15日から契約期間が設定されるものである。借り手の要件については、「年齢が20歳以上であること。借受け後の経営面積が50アール以上であること。農業従事日数は、年間150日以上、ただし、借受け者が60日以上で、かつ、他の家族農業従事者との合計が150日以上になること。その他、農業委員会が認めたもの。特に、救済措置として、これらに準じ農業意欲のあると認めたもの。」と、平成22年4月26日開催第684回農地部会で決定されている。なお、今回の申出は、全て借り手の要件を満たしている。それでは、内容について説明する。整理番号31番、84番及び85番については、先ほど審議したとおりである。更新分については、先ほど審議した整理番号31番、84番及び85番を除く、整理番号1番から41番及び、44番から89番である。賃借権設定13件、使用貸借権設定71件、筆数221筆、面積195,729.97㎡の申出があった。新規分の整理番号42番と43番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号42番は、2筆、1,440㎡、整理番号43番は、3筆、1,012.58㎡、それぞれ約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在76歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約31アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地とあわせて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約750mである。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約56アールとなり、下限面積50アールを満たすことになる。以上のことから、先ほど審議した整理番号31番、84番及び85番を除く、整理番号1番から89番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「賃借権設定が何件かあるが、賃借料はだいたいどのくらいか。」との発言があった。

事務局は「昨年度の賃借料情報は現在集計中であり、後日スポットやホームページに記載する。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号31番、84番、85番を除く案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地法第3条第1項の規定による許可の件について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数7件、筆数10筆、面積8,738㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、495㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約55アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約280mである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、674㎡の申請である。譲受人は、現在28歳で、農業従事日数は年間250日、家族とともに約257アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約600mである。整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、2筆、1,574㎡の申請である。譲受人は、現在46歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約142アールの農地を耕作する農家である。申請地の

近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、598㎡の申請である。譲受人は、現在56歳で、農業従事日数は年間150日、家族とともに約132アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。整理番号5番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、720㎡の申請である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は年間150日、家族とともに約82アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約240mである。整理番号6番については、経営拡張のため所有権移転、3筆、3,718㎡の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約44アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10kmである。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約63アールとなり、農地法第3条の下限面積50アールを満たすことになる。整理番号7番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、959㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約88アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約660mである。以上のことから、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。整理番号3番は2筆、1, 574㎡の申請である。譲受人は昭和48年生まれの現在46歳で、父母と3人、142アールの田畑を耕作している。世帯の農業従事日数は年間150日以上、取得する予定の田んぼは水稻を栽培するとのことである。米作りに必要なトラクター、田植機等を確認した。譲受人本人の性格は几帳面で温厚である。また、川越市人・農地プランの担い手に登録されており、現在進めている圃場整備事業完成後の中心的な人物として期待されている。以上のことから地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号6番について、調査報告を行う。5月23日に譲受人から説明を受けた。申請理由は経営拡張のため所有権移転である。経営面積は田畑合わせて44アールで水稻、野菜を栽培している。遊休農地はなく、年間従事日数は150日以上、家族とともに熱心に耕作をしている。農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、軽トラック等を所有しており十分に対応している。現在申請地3筆は、適正に管理されており現地確認は済んでいる。通作距離はあるが、許可後の作付けについては水稻、野菜を行うとのことである。譲渡人は譲受人の親戚であり、譲渡人は79歳になり、農地維持が難しいとのことから親戚関係の譲受人と所有権移転を行うことになった。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと判断する。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案については、件数3件、筆数11筆、面積7,729㎡の申請である。整理番号1番から3番については、関連があるのであわせて説明する。整理番号1番から3番は臨時貸駐車場に使用のため許可後3ヶ月間の一時転用の申請である。整理番号1番は、3筆2,755㎡、整理番号2番は、5筆2,668㎡、整理番号3番は、2筆2,306㎡である。それぞれの申請地は川越水上公園の近隣に位置している。川越水上公園の夏季営業中は、来客数の増加に伴い、公園内駐車スペースが満車状態となり、交通への支障をきたすことで、大変危険な状態となることが想定される。各申請者においても、申請地付近に駐車されると、危険なこととあわせ、営農や生活にも支障が生じることから、整理番号1番には82台分、整理番号2番には75台分、整理番号3番には100台分を臨時貸駐車場として使用したいとの申請である。なお、夏季営業期間終了後には農地に復元し、使用するとのことである。本申請地は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内であることから、農地の転用は原則不許可である。しかし、農用地区域内農地の不許可の例外、「申請に係る農地を一時的な利用に供するもので、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」であり、『農業振興地域の整備に関する法律』に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないこと」、に該当すると考えられる。以上のことから、整理番号1番から4番については、それぞれ立地基準および一般基準からみて許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から3番について農地転用に関する

許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数13件、筆数17筆、面積6,983㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、200㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、200㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号3番については、保育園敷地拡張のため賃借権設定、2筆、434㎡の申請である。譲受人は、昭和44年4月に設立され、保育園の運営をはじめとする社会福祉事業を行うことを主な業務としている。申請地の隣地には、譲受人が管理する保育園があるが、園児の送迎のほとんどが車によることから、混雑時には既存の敷地内では対応しきれず道路渋滞が発生してしまっていることで非常に危険な状態となっている。そこで、駐車場を

使用できる土地を探していたところ、申請地が見つかったため、保育園敷地の拡張をしたいとの申請である。農地区分については、第1種農地に該当すると考えられるが、既存施設の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられる。なお、平成31年4月に農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。

整理番号4番については、幼稚園敷地拡張のため所有権移転、3筆、2,653㎡の申請である。譲受人は、昭和44年6月に設立され、学校業務を行うことを主な業務としている。現在幼稚園の園庭はスポーツクラブ活動の場とも兼ねていることから、手狭であり、園庭で遊んでいると他の園児に対して事故等が発生する危険な状態となっている。そこで、安全確保のため園庭と運動場とを分離して使用できるよう、運動場用地を探していたところ、申請地が見つかったため、運動場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地に該当すると考えられるが、既存施設の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられる。整理番号5番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、495㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地と第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、347㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、西側道路に埋設

されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、268㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号8番については、太陽光発電設備設置のため所有権移転、1筆、767㎡の申請である。譲受人は、かねてから再生可能エネルギーに興味を持っていた。そんな折に太陽光発電の存在を知り、設置すれば、環境にやさしい社会作りに貢献できると考え、太陽光発電設備の設置を計画した。そこで、日光を遮断する障害物がない申請地が適地と考え、売買にて取得し、太陽光発電装置を設置するとの申請である。太陽光パネルは288枚を設置、発電出力49.50kWであり、発電で得られた電力の全量を電力会社へ売電する計画である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。

整理番号9番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、100㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号10番については、駐車場に使用のため所有権移転、1筆、325㎡の申請である。譲受人は、昭和45年6月に設立され、自動車部品の製造及びその他金属製品の製造から量産までの一貫生産を主とした金属加工業を主な業務としている。現在申請地の南側には譲受人が経営する工場があるが、業績の好調に伴い、既存のスペースだけでは金属製品が置ききれなくなること、また搬出搬入用のトラックが乗り入れた際、その都度従業員用駐車場の車の入れ替え作業が発生しており、業務の効率が低下している。そこで、現在使われている従業員駐車場を

金属製品の資材置場並びに搬出搬入用のスペースとし、新たに従業員用の駐車場を使用できる土地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し、1台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号11番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、499㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号12番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、295㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。子供の成長と共に現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く、通勤に便利な申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。整理番号13番については、資材置場敷地拡張に使用のため賃借権設定、1筆、400㎡の申請である。譲受人は、20年程前から、砂利や砂の販売、建設残土を処分する仕事を行ってきた。現在申請地の隣地には譲受人が所有する資材置場があるものの、業績の好調に伴い既存の敷地内だけでは対応しきれず、置ききれない資材については現場から現場への搬出搬入であるため業務の効率が低下していること、また搬入搬出用トラックの転回スペースが充分でないために一時的に路上に駐車していることで危険な状態となっている。そこで適地を探していたところ、申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。以上のことから、整理番号1番から13番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しない

こと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告を行う。5月16日木曜日の午後5時から、推進委員とともに譲受人の理事長と話をし、現地を確認してきた。譲受人は昭和44年に開園をし、今日に至る。現在の園児数は154名、先生は15名、職員は5名で運営をしている。申請目的は、敷地拡張のため所有権移転である。申請理由は、園庭が1,534㎡と大変狭いため、園児の危険回避のために園庭と運動場の分離化を母の会から要望されており、運動場の確保のため努力する旨回答をしているとのことだった。また、園では、園児や小学生のサッカークラブ、スポーツクラブ等の推進をしており、日を決めて園庭を練習のために使用しているが、大変危険で、1日でも早く運動場の確保を望んでおり、用地を探していたところ、今回申請地の所有者から理解をもらい、申請に至った。訪問した当日は、木曜日でサッカークラブの練習をしていた。先ほども申し上げたように大変狭い園庭であり、遊具や砂場等もある中でサッカーのドリブルの練習をしていて、これは危険極まりないと感じた。申請地の周囲はコンクリートを積み、ブロックで土留め、雨水は敷地内浸透、土地改良区の同意も得ている。また、隣接の地主の同意も受けており、以上のことから地元委員としてはやむを得ないと判断する。」との発言があった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり意見を付す

ことに決定する。

議 案 第 5 号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要の説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により『農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする』と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締切りとして年2回申出を受付けており、各申出についてそれぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付している。なお、整理番号3番については、農地法上においては許可不要案件となっている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「整理番号1番は、1筆、786㎡、目的は敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は、昭和48年から、現在地で紙や鉄・金属などの資源のリサイクル業を営む有限会社である。同社は、リサイクルへの社会的な関心の高まりを背景に急成長を続けており、この10年で年間の資材受入れ量が約1,000t以上増加している。このため、平成28年12月に農振除外により事業所敷地を北に拡張したほか、受入れた資材を高積みしたり、駐車場を細かく分割したりするなどして、資材置場を確保してきたが、賄いきれない状況である。そこで、平成28年の農振除外の際にも農地の提供があった、同社の事業所敷地に隣接する申出地の所有者から、再度の同意を得て、今回の申出となった。本事業計画に際し、隣地土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。雨水は、浸透トレンチを設置し敷地内浸透処理を行う。安全管理は、周囲を既存のコンクリートブロックで土留めしたうえ、上部はフェンスで囲み、更に敷地内側に5mの囲いを設ける。出入口は新た

に設けず、南側の既存事業所敷地に接続させる。新たな照明は設置しない。整理番号2番は、1筆、457㎡、目的は敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は、平成11年に設立され、平成29年から、現在地で建築金物の販売業を営む株式会社である。同社は、耐震材を扱って業績を伸ばしており、従業員数もこの10年で14名から47名と、3倍以上増加している。このため、営業用や従業員の通勤等で自動車利用が増加したことから、平成29年3月には農振除外により事業所敷地を北に拡張するなどして駐車場を確保してきたものの、賄いきれない状況である。そこで、平成29年の農振除外の際にも農地の提供があった、同社の事業所敷地に隣接する申出地の所有者から、再度の同意を得ることができ、今回の申出となった。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、駐車場25台分である。汚水の排水はない。雨水は、砂利敷きし浸透式にする予定である。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口は南側に1箇所設け、東側に隣接する既存駐車場と一体利用する。新たな照明は設置しない。整理番号3番は、5筆、4,231㎡、目的は公用公共施設である。申出の理由は、公園の設備である。申請者は、平成25年2月に農振除外を行い、平成29年4月に供用開始した施設の建設と一体的に、周辺の環境整備事業を実施してきた。同公園は、その施設周辺環境整備事業の一環として整備され、2年ほどの工事期間を経て、今年3月に供用開始したものである。同公園については、用地が青地であったため、工事着工前の平成28年11月に、既に、農業委員会に対して、必要性や土地の選定理由、地権者からの同意があること等を説明し、同年12月1日付で「やむを得ない」との意見を伺った経緯がある。その際の内容説明において、「同公園については、農振法15条の2を適用し、青地のまま整備を進め、事後、農振除外を行う」と申し上げていたが、その農振除外の手続が、本案件である。市が青地に、公園等の公共用施設を整備するには、幾通りか方法がある。法律上は、国、都道府県、市町村は、都道府県知事との協議が成立すれば、それだ

けで、青地に公共用施設を整備することができる。この場合、農振除外は事後に行うことになる。また、事前に農振除外まで済ませてから、公共用施設を建てても、もちろん法律上の不都合はない。本件の公園については、施設と一体的に整備することから、施設の整備における平成25年の農振除外の際に、公園についても、あわせて農振除外を済ませておく方法があった。しかし、施設と公園では、整備において、農振除外以外の手続、特に、都市計画にかかる手続が大きく異なることから、それに合わせ、農振除外の手続は2つに分けた。まず、最初の手続として、施設については、事前に農振除外まで済ませておくこととし、次に、2番目の手続として、同公園については、事前の段階では、農業委員会へ内容を説明して意見を伺うとともに、県との協議を成立させておくまでとし、事後に農振除外を行うこととした。その後、公園の整備工事が進み、本年3月29日をもって、市として正式に竣工、供用開始を公告したので、この機会に、2番目の手続で残っていた農振除外を行うべく、関係機関と調整を行い、今回の申出となった。本事業については、当然ではあるが、公園用地の土地所有者から同意をもらって用地を買収し、隣接地の土地所有者から同意をもらって整備工事を実施したものである。土地利用については公園である。汚水の排水については、浄化槽を設置し水路へ放流する。雨水は、敷地内浸透処理、浸透トレンチを設置する。安全管理は、周囲をネットフェンスで囲む計画で、出入口は北側2箇所及び東側2箇所である。照明灯は5基設置し、すべて遮光板を取り付ける。整理番号4番は、1筆、176㎡、目的は敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は昭和50年に設立された株式会社で、全国でコンビニエンスストアを展開している。同社店舗であるコンビニエンスストアは、信号のある交差点に接しているが、東側出入口から店舗建物までの距離が約15m程度と短いため、来客ばかりでなく、周辺道路交通の安全面にも支障が生じている。このため、既存敷地の西側への拡張を検討していたところ、申出地の所有者から同意を得ることができ、今回の申出となった。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議

がない旨、同意をもらっている。土地利用については、コンビニエンスストア及び
駐車場 25 台分である。汚水の排水については、公共下水道に接続する計画である。

雨水は、敷地内浸透処理し、浸透トレンチを設置する。安全管理は、周囲をコンク
リートブロックで囲む計画で出入口は新たに設けず、東側の既存事業所敷地に接続
させる。東側出入口から店舗建物までの距離は、約 30 m になる予定である。整理
番号 5 番は、2 筆、274.40 m²、目的は分家住宅である。申出の理由は、事業
計画者は、土地所有者の娘夫婦である。夫は海外に単身赴任し、今年 3 月に帰国し
て、現在、夫婦に子供 3 人の 5 人家族で市内のアパートに住んでいる。しかし、夫
婦に加え、XXXXXXXXXX の 3 人の子供と住むには、部屋が手狭で窮屈になっ
た。そこで、一戸建て住宅の建築用地を検討していたところ、申出地の土地所有者
である妻の父から同意が得られたため、今回の申出となった。なお、妻の両親及び
事業計画者夫婦には、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地
はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨
の同意をもらっている。土地利用については、2 階建て専用住宅である。汚水の排
水については、公共下水道に接続する計画である。雨水は、浸透枳を設置し敷地内
浸透処理を行う。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口
は南側 1 箇所のみである。新たな照明は設置しない。整理番号 6 番は、2 筆、94
1 m²、目的は敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は、昭和 59 年に本市で
設立され、平成 20 年から現在地で、物品のレンタルやイベントの補助などの事業
を行っている株式会社である。会社設立後、事業が順調に拡大し、平成 30 年 4 月
には、都内に営業所を開設している。平成 24 年 9 月に農振除外により事業所敷地
を東側へ拡張し対応していたが、現在では、従業員用、社用とも、自動車利用が増
大し、従業員の外出スケジュールに合わせて車の入れ替えを行うなどしなければ、
駐車場が賄いきれない状況である。そこで、現在の事業所に隣接する申出地の土地
所有者から同意を得られたため、今回の申出となった。申出地に隣接する土地所有

者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については駐車場36台分である。汚水の排水はない。雨水は、砂利敷きし地盤面浸透をする。安全管理は、周囲をコンクリートブロックとネットフェンスで囲む計画で、出入口は南側に1箇所設け、別に東側に隣接する既存事業所敷地に接続する。整理番号7番は、1筆、262㎡、目的は分家住宅である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者の娘夫婦である。子供2人の4人家族で、市内に一戸建て住宅を借りて住んでいるが、家屋の老朽化のため、大家から立ち退きを求められた。あわせて、妻の両親が高齢になり、営農継続や将来の介護等の備えに不安があることから、妻の両親宅の近隣に住宅の建築用地を検討していたところ、土地所有者である妻の父から同意が得られたため、今回の申出となった。なお、妻の両親及び事業計画者夫婦には、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、2階建て専用住宅である。汚水の排水については、合併浄化槽処理の後、側溝に放流する。雨水は、浸透トレンチを設置する計画である。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口は東側1箇所のみである。新たな照明は設置しない。整理番号8番は、2筆、330㎡、目的は分家住宅である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者の息子である。夫婦に子供1人の3人家族で、市内の賃貸アパートに住んでいるが、子供が生まれて家財道具等が増え、部屋が手狭で窮屈であるうえ、両親が高齢になり、営農継続や将来の介護等の備えに不安があることから、両親宅の近隣に住宅の建築用地を検討していたところ、土地所有者である父から同意が得られたため、今回の申出となった。なお、両親及び事業計画者夫婦には、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、平屋建て専用住宅である。汚水の排水については汲み取りを予定である。雨水は、浸透枳を予定している。安全管理は、北

側、東側、南側の3面にコンクリートブロックを設置し、出入口は西側のみである。

新たな照明は設置しない。整理番号9番は、4筆、481㎡、目的は敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者の息子である農業者である。夫婦及び長男の3人が営農に携わり、露地野菜、おもにカブや枝豆を取り扱っている。自宅の敷地内に、住居建物に加え、農業用の作業場スペースとして簡易な建物を設置するなどして営農を行っているが、規模が拡大して敷地が手狭になり、また、作業場建物の老朽化も進んでいる。そこで、既存の敷地を、隣接する青地に拡張して農業用車両の転回スペースを確保するとともに、老朽化した農業用作業場建物を建て替えすべく、今回の申出となった。申出地は、その隣接地も含め、すべて事業計画者の父の所有地であり、異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、平屋建て農業用施設及び農業用車両転回スペースである。汚水の排水についてはない。雨水は、浸透枳を設置する計画である。安全管理は、出入口は新たに設けず、北側及び東側の既存宅地に接続させる。新たな照明は設置しない。整理番号10番は、1筆、499㎡、目的は分家住宅である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者の息子である。夫婦に子供1人の3人家族で、市内にアパートを借りて住んでいるが、子供が生まれて家財道具等が増え、現在の部屋は手狭で窮屈になっている。加えて、両親は高齢になり、営農継続や将来の介護等の備えに不安があることから、両親宅の近隣に住宅の建築用地を検討していたところ、土地所有者である父から同意が得られたため、今回の申出となった。なお、両親及び事業計画者夫婦には、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、2階建て専用住宅である。汚水の排水については、公共下水道に接続する。雨水は、浸透枳を検討している。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口は東側に1箇所設ける。新たな照明は設置しない。整理番号11番は、1筆、499㎡、目的は分家住宅である。申出の理由は、

事業計画者は、土地所有者の娘である。娘は、夫と子供1人の3人家族で、狭山市内の団地に住んでいるが、子供が生まれて家財道具等が増え、現在の部屋は手狭で窮屈になっている。あわせて、父の死後、川越市内の申出地ほかで農業を営む母親が高齢になり、手伝いをする中で、以前から代わりに営農を引き継がないか打診されていたことから、あらためて夫に相談したところ、妻が本格的に営農を引き継ぐことについて理解や協力の申出を得ることができ、今回の申出となった。なお、事業計画者夫婦は、市外にある住居を既に売却済みであることから、事業計画者夫婦及び母親とも、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、平屋建て専用住宅である。汚水の排水については、浄化槽を設置する。雨水は、浸透枳の設置を予定している。安全管理は、周囲を生垣で囲む計画で、出入口は東側1箇所のほか、農作業用に、西側に1箇所設ける。続いて、農業用施設用地に変更しようとする土地及びその理由について説明する。整理番号1番は、1筆、199㎡、目的は農業用資材置場である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者本人である。自宅の庭に、収穫物の洗浄用の桶などの農業用資材やトラクター等の作業車を置くなどしながら営農を行っていたが、高齢になり、道路付きも悪く、耕作する農地から離れた場所にある自宅敷地では、作業に不便を感じるようになった。そこで、自宅敷地以外の所有地で、前面道路へ容易に出入りができ、効率よく作業を行うことのできる土地を農業用の資材置場にすべく検討する中で、申出地が適当であったため、今回の申出となった。また、申出地に隣接する土地所有者から異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、農業用資材置場及び駐車場2台分である。汚水の排水についてはない。雨水は、砂利敷きし地盤面浸透をする計画である。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口は北側1箇所のみである。新たな照明は設置しない。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号3番については、「農地法上は許可不要のため、特に意見はない」、それ以外については「やむを得ない」と意見し、農業用施設用地に変更しようとする土地、整理番号1番については、「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議 案 第 6 号

農業振興地域整備計画の基本計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要の説明を求めた。

事務局は「議案第6号における市農業振興地域整備計画については、5号議案と同様、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により『農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。』と規定されており、今回基本計画の改正による意見を求められている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の基本計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「本市では、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業振興のための土地の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的に「川越農業振興地域整備計画」を昭和49年3月30日に策定した。これまで過去5度にわたり、整備計画の部分的な見直しを実施しており、前回の見直しは平成25年9月である。今回の見直しは、農振法第12条の2に基づき平成29年度に行った基礎調査や、川越市農業振興計画等の関連計画の更新などに伴い、数値や文言等を現状に合わせるといった、部分的な見直しをするものである。整備計画の内容は、農振法第8条第2項第1号に規定される「農用地利用計画」と同第2号以下に規定される基本計画に分類されるが、今回は、農業経営の目標等を定めた基

本計画についての部分的な見直しとなる。主な変更点について、次の3点がある。

川越農業振興地域整備計画の農用地等の保全計画の中で日本農業遺産関係の記載を追加した。川越農業振興地域整備計画の生活環境施設の整備計画の中でグリーンツーリズム関係の記載を追加した。整備計画案の末尾の附図のうち、農業生産基盤整備状況図、農用地等保全整備状況図、の2つを追加した。埼玉型ほ場整備事業や多面的機能支払交付金事業の状況をわかりやすく示している。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号については、「特に意見はない」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議 案 第 7 号

令和2年度県農地利用最適化に関する意見の提出に対する意見等報告書について

議長は、別添議案を上程し、本議案についてはページごとに分けて説明を行い、すべてのページの説明が終了した後に採決する旨を告げ、1ページ目について事務局に説明を求めた。

事務局は、「本意見等報告書は、提出いただいた意見の中で、件数が多かったものなどを事務局においてまとめ、整理したものである。本意見等報告書については、本総会で審議いただいた後、埼玉県農業会議に提出する。その後、埼玉県農業会議では、県内の全農業委員会の意見を取りまとめ、埼玉県農業委員会系統組織の意見として、埼玉県知事に提出する予定である。(1)農地の有効利用の推進のための支援について説明する。1基盤整備事業の促進については、生産性の向上や営農条件の改善のために、基盤整備の必要性について多数の意見があった。基盤整備には多額の費用を要することから、引き続き十分な予算確保を求めるものである。あわせ

て、地域の実情把握及び説明会等による農業者の事業への理解向上を求めるものである。2 農地中間管理事業については、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるにあたり、農地中間管理機構の活用を期待する意見があった。しかし、機構の認知度がいまだに低く、制度を有効活用できていないとの意見も多数あった。このことから、農業者への周知を求めるものである。3 遊休農地対策について、遊休農地は雑草の繁茂やそれに伴う病虫害の発生、不法投棄や有害鳥獣の温床となるなど、近隣農地の農作物への被害や周辺住民の生活環境への悪影響を及ぼすものである。遊休農地対策として農地保全を請け負う事業者を紹介できる体制の整備について求めるものである。あわせて、使用貸借等により借り受けた農地に対して、解消経費にかかる支援制度の創設を求めるものである。4 多面的機能支払交付金については、農業・農村が持つ多面的機能の維持発揮を図るために支払われる同交付金の活用について、期待する意見が多数あった。しかしながら手続が煩雑であるとの意見も多く、活用しやすい制度への見直しを求めるほか、制度についての周知をお願いするものである。」との説明を行った。

議長は、1 ページ目について委員に意見等を求めたところ特に意見等はなかった。

議長は、2 ページ目について事務局に説明を求めた。

事務局は、「(2) 担い手への支援について説明する。1 明日の農業担い手育成塾について、明日の農業担い手育成塾とは新規就農希望者に対して、実践研修・農地確保等を実施し円滑な就農を図るため、埼玉県補助事業として入間地域13市町とJAいるま野が連携して平成23年に開設した事業である。今年度も当事業について期待する意見が多数あり、一層の広報活動を求めるものである。2 新規就農者に対する支援については、新規就農者が安定した農業経営ができるよう支援制度の創設などの意見があった。将来的に農業機械等を購入する必要が生じることから、その資金に要する補助制度の創設や農地の貸借、売買などの手続などの周知について求めるものである。3 若年層の就農については、今回、特に若年層の就農に期待

したいという意見が多く寄せられた。若年層の就農については、埼玉県の実業として、農業大学校における宿泊研修や合同説明会等の実施により就農を目指す高校生への支援を行う『埼玉農業フロンティア育成事業』があるが、就農率向上に向けカリキュラムの充実等を求めるものである。4 認定農業者に対する支援措置の拡充については、担い手への農地の集積・集約が強く求められている中、認定農業者は地域のリーダー的な役割を担っている。しかし、その責務や活動を十分に果たすために、見合った支援措置が少ないとの意見から、県独自の支援制度の創設を求めるものである。5 農業のスマート化研究及びその活用については、技術進歩や規模拡大、市場ニーズの多様化等により効率的な農業経営が一層求められるため、今後はAI・IoTの活用が必要であるとの意見があった。現在、県ではこのことについて予算措置を講じており、一層の推進と農業者への速やかな情報提供を求めるものである。」との説明を行った。

議長は、2 ページ目について委員に意見等を求めたところ特に意見等はなかった。

議長は、3 ページ目について事務局に説明を求めた。

事務局は、「(3) その他農業振興のための支援について説明する。1 農産物のブランド化への支援については、農産物の付加価値向上のため農産物のブランド化が必要であるとの意見が多数寄せられた。研究開発の推進や農業者への指導とあわせ、販路の開拓などについて支援を求めるものである。2 地産地消の促進について、地産地消は地域の食文化の継承やそれに伴う地域の活性化、また、食育の推進等、様々な効果が期待されている。このことから、県内農産物のPRイベント等の充実により地産地消の一層の推進を求めるものである。3 地産外消(商)について、地産外消(商)とは高知県で始まった取組であり、地域での消費拡大のみならず大消費地に対して積極的に広報活動を行い、消費拡大を図るものである。昨年度、川越市に対する意見書の中で挙げた項目であるが、今回、県に対してもお願いしたいとの意見が多く、新たな取組について求めるものである。4 有害鳥獣対策については、農

作物への被害による農業収入の減少のみならず、それに伴う営農意欲の減退、ひいては耕作放棄地の増加にもつながることから、新たな対策技術等の情報提供や、効果が認められる電気柵などの設置費用の助成について求めるものである。5環境保全型農業について、環境への配慮が重視される昨今、土壌の肥沃化だけでなく様々な効果が期待される緑肥作物について、購入費の助成等の支援策を求めるものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号は原案どおり承認することに決定する。

以下余白

14. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第423回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年6月5日

議長 石川 秀夫 印

委員 中野 一明 印

委員 吉崎 一行 印

委員 鈴木 一 印
